

川崎市地域見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 川崎市地域見守りネットワーク事業(以下「本事業」という。)は、事業活動を通じて地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、異変が生じた状態や何らかの支援を必要としている者等(以下「要援護者」という)を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で要援護者を見守る体制を確保し、要援護者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)協力事業者

神奈川県と地域見守り事業に関する協定を締結する者又は見守り対象者の発見及び情報の連絡を担う民間事業者等であって、本市と協定又は覚書を締結する者

(2)実施機関

民間事業者等から情報を受け支援や対応を行う行政機関(地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)等)

(3)関係機関等

本市内で地域活動を行う団体等

(事業主体等)

第3条 本事業の事業主体は、健康福祉局とする。ただし、事業の運営については、区地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)及び地区健康福祉ステーション(以下「管区」という。)とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1)協力事業者、実施機関及び関係機関等は、見守りネットワークの構築に取り組み、発見及び情報の連絡から支援に至るまでの相互連携を図る。
- (2)協力事業者は、要援護者を発見した場合、各地域みまもり支援センター所長の指定する実施機関に情報の連絡を行う。
- (3)実施機関は、情報の連絡を受けた場合に、必要に応じて所内会議等を開催し、要援護者に対して、適切な支援や対応を行う。
- (4)健康福祉局及び各管区は、協力事業者及び関係機関等に対し、情報提供、助言、研修活動等に関する必要な支援を行い、定期的に情報交換や協議を行う。
- (5)各管区に管区調整責任者を置き、管区調整責任者は事業推進のため、健康福祉局、協力事業者、関係機関等との連絡調整を行う。
- (6)その他本事業を実施するために必要な事項を行う。

(協力事業者の参画)

第5条 次の各号に掲げる事業者及び業種等は、協力事業者として参画できないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と指定されている業種及びそれに類似する業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (4) 各種法令に違反している等、その他市長または区長が協力事業者として参画することが不相当と判断した事業者及び業種

(個人情報取り扱い)

第6条 個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号。以下「保護条例」という。)の規定によるものとし、要援護者のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

- 2 協力事業者及び関係機関等(その従事者又は従事者であったものを含む。)は、事業の実施により知り得た個人情報を、この事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。また、この事業を実施しなくなった後も同様とする。
- 3 実施機関が支援を行う場合の外部提供情報は、保護条例第11条を適用するものとし、その情報は、要援護者の発見及び支援に必要な最小限度のものとする。
- 4 提供先における情報の取り扱いは、保護条例第4条及び第5条を適用する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長において定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。